調達要求番号： 640T1A10009

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	－	仕　様　書　番　号	
コンテナセミトレーラー一式賃貸借		第２号	
		作　　成	令和８年９月２９日
		変　　更	年　月　日
		作成部隊等名	第６後方支援連隊輸送隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、コンテナシャーシ（コンテナトレーラー牽引車及びコンテナトレーラーシャーシ）賃貸借調達について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　一般的事項

この仕様書に規定されていない事項は、保管者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　コンテナシャーシ賃貸借調達に関する事項

3.1　賃貸借期間及び受渡場所等

a)　一般的要求事項

第６後方支援連隊輸送隊が装備品等の陸上輸送において使用するコンテナトレーラー１両をレンタルする。

b)　賃貸借期間

令和８年１０月２３日（金）から令和９年３月３１日（水）

c)　納入受渡場所

陸上自衛隊神町駐屯地

3.2　対象車両の要件及び規格

細部は調達要領指定書による。

3.3　車両の事前整備及び引渡役務

a)　受け渡し前点検

車両納入前に、タイヤ（溝深さ・空気圧・亀裂）、ブレーキ系統、灯火類、ツイストロック機構、キングピン、カプラ接合部等の法定点検レベルの点検・整備を自ら完了させておくこと。

b)　引渡点検

納入時、双方の立ち会いの下、外観、各種動作、走行機能及び備品チェックを行うこと。

c)　不適合品の初期差し替え

引渡点検において不具合、機能欠陥、法令不適合が認められた場合、契約の相手方は、引渡予定日時から７日以内に同等以上の適合車両を遅滞なく無償で代替・再納入すること。

3.4　運用期間中の維持・保守・点検役務

a)　法定定期点検の実施

賃貸借期間中に定期点検（３ヶ月点検等）の期日が到来する場合、契約の相手方の責任と負担において点検手配及び受検を行い、運行計画に支障を来さないよう事前に代替車を手配すること。

b)　消耗品及び通常劣化対応

通常の使用に伴うタイヤの摩耗・バースト、バルブ等の劣化、灯火類の球切れ、ブレーキパッドの摩耗等については、契約の相手方の費用負担にて速やかに交換・修理を行うこと。

3.5　故障・事故時の緊急対応役務

a)　緊急連絡窓口の設置

契約の相手方は賃貸借期間中、土日祝日及び夜間含め、車両のトラブルに対応可能な連絡体制（緊急連絡窓口）を設置・通知すること。

b)　出張修理

故障（エア漏れ、ツイストロック不具合等）が発生した場合、契約の相手方が応急処置の手配をすること。

c)　代替車両の提供

故障により修復が困難または事故を起こした場合、契約の相手方は代替シャーシを指定する場所へ搬送・手配すること。これに伴う移送費用は契約の相手方の負担とする。

5　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査要領による。

6　提出書類

契約の相手方は、以下の書類を指定期日までに提出すること。

納入前	車両諸元表、自動車検査証（写し）、緊急連絡体制表
納入時	引渡点検表（双方署名）
完了時	返還時点検表（双方署名）

7　仕様書に関する疑義

仕様書及び役務に関する疑義は次による。

a)　この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

b)　役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官等の指示を受けるものとする。

8　調整先

第６後方支援連隊輸送隊

佐藤　将彦　0237-48-1151（内線5981）

調　達　品　目　表

調達要求番号	640T1A10009	作成部隊等名	第６後方支援連隊輸送隊
調達要求年月日	令和８年９月２９日	作成年月日	令和８年９月２９日
仕様書番号	第２号		

1　対象車両の要件及び規格

項目	条件・規格要件
車種・形状	セミトレーラー（骨骨／フラットベッド型コンテナシャーシ）
対応規格	ISO規格２０フィートコンテナ専用車
最大積載量	
固定装置	ISO規格ツイストロック装置（位置調整機能付き／固定式）を完備し、ロック機構が確実に作動すること。
制動装置	ABS（アンチロック・ブレーキ・システム）を標準装備し、エアブレーキ配管に漏れや著しい劣化がないこと。
タイヤ指定	・全輪スタッドレスタイヤ（冬用タイヤ）装着のこと。 ・積雪・凍結路面での安全走行に支障が無い十分な溝（プラットホーム露出無し）と性能を有するものとすること。 ・製造年は、３年以内のタイヤを装着させること。
法令適合	道路運送車両法、道路交通法、その他関係法令を満たし、役務全期間を通じて有効な車検を有していること
備品・書類	自動車検査証（副本可）、自賠責保険証券、ナンバープレート、非常信号用具等、付属品（車両工具、冬用ワイパーブレード、消火器、ＥＴＣ車載器等）